

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 農林整備課

許認可等の内容		火入れの許可
根拠法令等及び条項		森林法第21条・栃木市火入れに関する条例第3条
標準 処理 期間	根拠条項	栃木市火入れに関する条例第2条第1項
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	10日間(法令の定めによる申請に係る期間を、標準処理期間とする。)
審査 基準	根拠条項	森林法第21条第2項、栃木市火入れに関する条例第3条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【基準】(法令により定められている。)</p> <p>森林法抜粋 (火入れ)</p> <p>第21条 森林又は森林に接近している政令で定める範囲内にある原野、山岳、荒廃地その他の土地においては、その森林又は土地の所在する市町村の長の許可を受けてその指示するところに従つてでなければ火入れをしてはならない。ただし、国又は地方公共団体が火入れをする場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の市町村の長は、火入れをする目的が次の各号の一に該当する場合でなければ同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 造林のための地ごしらえ</p> <p>二 開墾準備</p> <p>三 害虫駆除</p> <p>四 焼畑</p> <p>五 前各号に準ずる事項であつて農林水産省令で定めるもの</p>	
	<p>栃木市火入れに関する条例抜粋 (許可の要件)</p> <p>第3条 市長は、当該申請に係る火入れが次の各号のすべてに該当する場合でなければ許可をしてはならない。</p> <p>(1) 火入れの目的が、法第21条第2項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。</p> <p>(2) 火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。</p>	